

第 29 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「通訳案内士に」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に」に、「及び第32条（第1項を除く。）から第34条まで」を「（同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第54条（第4項を除く。）並びに第55条」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オからクまでをエからキまでとし、同項第7号中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験に関する事務」に改め、同条第2項中「アからウまで」を「ア及びイ」に改める。

別表事業費の部第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第3号アからウまで」を「第4条第1項第3号ア及びイ」に改め、同部第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第3号エからクまで」を「第4条第1項第3号ウからキまで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 関西広域連合は、この規約の施行の前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務(同号アからウまでに掲げる事務を除く。)の実施に必要な準備行為をすることができる。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。